

仕 様 書

1 業務名

令和 8 年度 沖縄県立博物館・美術館 モバイル DX 展 「沖縄の洞窟と人類」に係るデジタル映像コンテンツ等制作業務

2 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金）まで

2 事業目的

令和 8 年度 沖縄県立博物館・美術館 モバイル DX 展 「沖縄の洞窟と人類」に係るデジタル映像コンテンツ等を制作する。

4 業務内容

- (1) 業務内容は、遺跡現地の 3 次元計測・撮影と取得したデータにもとづくデジタル映像コンテンツ制作、および模型製作である。可変性・可動性が高く、安価で展示できることを趣旨としたモバイル DX 展のコンテンツであることから、業務の実施にあたっては以下の点に留意すること。
- (2) デジタル映像コンテンツについては、多様な発信体に対応できる汎用性のあるものとする。発信体としては、液晶モニター（DVD デッキ接続）、投影プロジェクター（PC 接続）、デジタルフォトフレーム、YouTubeなどを想定。
- (3) 各制作物については、宅急便等での輸送の利便性・安全性を考慮した仕様とし、制作物は安全かつコンパクトに収納・運搬できる輸送用箱に梱包した状態で納品すること。

4-1 遺跡現地の 3 次元計測・撮影

- (1) デジタル映像コンテンツ制作および模型制作に係るデータ収集を目的として、3 次元計測・撮影を実施する。対象・数量は第 1 表のとおり。なお、地点の計測・撮影の際に必要な照明や機材等の準備および現地への運搬は、受託者において実施することとする。

第 1 表

地点名	おおよその規模	数量	備考
サキタリ洞（沖縄県南城市）	長さ 50m×幅 25m×高さ 10m	1 箇所	※
石川テラアブ洞（沖縄県本部町）	長さ 40m×幅 40m×深さ 18m	1 箇所	※
石川テラアブ洞内人骨（沖縄県本部町）	長さ 1.5m×幅 0.5m	1 箇所	

（備考）※の地点については、既存の計測データ（点群データ：PTS ファイル）を使用可能。

4-2 デジタル映像コンテンツ制作

- (1) デジタル映像コンテンツ制作の対象・数量・仕様は第 2 表のとおり。なお、製作にあたってはこ

れまでの博物館の取り組みや調査成果、遺跡の本質的価値を表現するよう留意すること。

- (2) 発信媒体は、投影プロジェクションを基本とするが、多様な発信媒体に対応可能なものとする。また、個別コンテンツとは別に、コンテンツ全体の見どころをまとめたダイジェスト版の映像（モニター体験、Web 広告に使用）を制作すること。

第 2 表

地点名	数量	形式	内容
サキタリ洞 (沖縄県南城市)	1 種類	2D 映像	(1)洞窟の位置や 3 次元形状、特徴および発掘調査・出土資料の価値をわかりやすく伝える 5 分程度の映像とする。
			(2)遺跡の 3 次元計測データ・出土資料に焦点を当てた内容とする。
			(3)既存の点群データおよび図面・写真類を使用可能。
			(4)発信媒体（モニタ・プロジェクタ等）は発注者にて準備する。
石川テラアブ洞 (沖縄県本部町)	1 種類	プロジェクション VR 映像	(1)コントローラーや操作盤で、視点移動が可能な仕様とする。
			(2)洞窟の内部を順路に従って周遊するような内容とする。
			(3)洞窟深部の人骨データに焦点を当てた内容とする。
			(3)既存の点群データおよび図面・写真類を使用可能。
			(5)コントローラーまたは操作盤は受託者で準備・納品すること。
			(6)発信媒体（モニタ・プロジェクタ等）は発注者にて準備する。

4-3 模型制作

- (1) 模型制作の対称・数量・仕様は第 3 表の通り。模型制作にあたっては、本業務で取得したデータおよび提供データを使用し、遺跡や資料の価値をわかりやすく伝えるとともに、展示する上で必要な耐久性や安全性を備えた立体造形模型とすること。

第3表

名称	個数	おもな仕様	製作手順等	備考
港川人（1号）頭骨	1	3D プリンタ 出力模型 縮尺 1/1 着色あり	三次元データの取得・制作	既存のマイクロ CT 計測データを使用可能。プリントに使用する素材、精度は協議の上決定する。 <u>着色にあたってはなるべく原品に近似的よう努めること。</u> 新規撮影の場合は、原則として県立博物館所蔵の港川人1号頭骨模型を利用する。
			3次元プリンタで出力する	
			プリントした模型に着色する	
洞窟模型 （石川テラアブ洞）	1	3D プリンタ 出力模型 縮尺 1/60 無着色	三次元データの取得・制作	プリントに使用する素材、精度は協議の上決定する。 洞内の形状に加えて、開口部（入口）周辺地上部の形状を加えること。 展示の際に正位置で自立できるように、支持具等を準備すること。
			3次元プリンタで出力する	
			縮尺 1/60 程度	
			無着色とする。	
人骨（頭骨）模型 （石川テラアブ洞）	1	3D プリンタ 出力模型 縮尺 1/1 無着色	現地から回収済みの頭骨について、三次元データを取得・制作する	県立博物館所蔵の頭骨（破片）についてマイクロ CT スキャンを実施。各破片を接合し、組み上げた状態の模型を制作する。 プリントに使用する素材、精度は協議の上決定する。
			3D プリンタでプリントアウト	
			縮尺 1/1	
			無着色とする。	
人骨（全身）模型 （石川テラアブ洞）	1	3D プリンタ 出力模型 縮尺 1/2 模式的に着色	現地に残る全身骨格（頭骨を除く）について、三次元データを取得・制作する	プリントに使用する素材、精度は協議の上決定する。
			3D プリンタでプリントアウト	
			縮尺 1/2	
			人骨とそのほかの部分とを区別するため模式的に着色する。	

(備考)「港川人(1号)頭骨」については、既存のマイクロCTスキャンデータを使用可能。

5 納品 納品物は以下の通りである。

(1) 制作物および発注者の指示するもの(業務過程において取得したデータ、映像等)を納品すること。

6 その他

- (1) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施過程で知りえた秘密を第三者にもらしてはならない。
- (3) 受託者は、業務の成果品を発表及び使用してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、委託業務の契約金額の1/2を超える業務の再委託があらかじめ予定されるものについては、個々の契約目的に応じた適切な割合(割合により難しい場合は適切な金額)を設定出来るものとする。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

上記(1)(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときには、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

なお、以下に定めるものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・資料の収集・整理・複写・印刷・製本・原稿・データの入力及び集計・その他、県が簡易と決定した業務 |
|---|

8 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに制作したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用し、本業務終了後も効力を有する。
- (2) 本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という。）は沖縄県に帰属する。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合も一切の責任は、受託者が負うものとする。